

## 千葉県外 医療機関や助産所で希望する方へ

千葉県外の医療機関や助産所において、八千代市の公費負担（各種受診票及び予診票）で利用する場合は、医療機関等と八千代市との間に契約が必要ですので、下記手続きを必ず行ってください。

### < 県外利用を希望する方が行うこと >

1. 受診・接種前に、必ず希望する医療機関等へ契約のお願いをしてください。
2. 下記文書（キリトリ線の下）を医療機関等の担当の方へお渡し、もしくはご説明してください。（費用の支払いに関係しますので、必ず受診前に連絡してください。）
3. 契約の了承を得たら、下記八千代市母子保健課までご連絡ください。

※医療機関等によっては受診・接種費用が八千代市の公費負担額を超えることがあります。公費負担額を超えた額は、自費負担となりますので、予めご了承ください。

### ※医療機関等で契約できなかった場合

#### 妊婦・産婦健康診査、新生児聴覚検査の場合は…

後日、費用助成制度（償還払い）を申請すると、公費負担の範囲内で助成を受けることができます。必要書類がありますので、必ず母子保健課にご連絡下さい。

#### 乳児健康診査、妊婦・お子様の定期予防接種の場合は…

費用助成制度（償還払い）に対応しておりませんので、市内でご利用されるか、他の医療機関を探してください。

※里帰り先の市町村が集団での乳児健診・予防接種を実施している場合は、母子保健課から相手方市町村へ依頼書を送付する必要があるためご連絡ください。

……………✂……………キ…リ…ト…リ……………✂……………

#### 千葉県外医療機関・助産所ご担当者様

### 各種健診・検査・予防接種に関わる契約について（依頼）

八千代市民が受診票・予診票を利用して、受診・予防接種等をできますよう、ご配慮をお願い致します。

#### 1. 契約していただける場合

利用希望者から本市へ契約の連絡後に、契約書類をお送り致します。

#### 2. 健診等費用の請求について

##### 妊婦・産婦健診・乳児健診、新生児聴覚検査は…

市との個別契約になります。請求方法等につきましては送付書類をご確認ください。

##### 妊婦・お子様の定期の定期予防接種は…

依頼書の発行は行っていないので市との個別契約のみとなります。費用支払いは、八千代市が直接行いますので、契約書類と共に、後日、本市から送付致します。

< 問い合わせ先 > 〒276-0042 千葉県八千代市ゆりのき台2-10  
八千代市母子保健課 電話047-486-7250